

資 料 編

目 次

条例・協定等	1
1 災害対策基本法（抜粋）.....	1
2 取手市防災会議条例.....	4
3 取手市災害対策本部条例.....	6
4 取手市災害対策本部規程.....	7
5 取手市災害応急処理本部要領.....	9
6 取手市防災工事資金のあっ旋及び利子補給に関する条例.....	11
7 茨城県罹災救助基金管理規則.....	14
8 小災害救助補助金交付申請書.....	15
9 小災害救助補助金交付決定通知書.....	16
10 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表..	17
11 災害時等の相互応援に関する協定.....	21
12 茨城県広域消防相互応援協定書.....	23
13 取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱.....	26
別表（第3条関係）.....	27
14 取手市自主防災組織連絡協議会規約.....	28
様 式 等	31
1 災害概況即報.....	31
2 災害発生即報.....	37
3 出勤職員報告書.....	38
4 放送申込書.....	39
5 災害応急処理報告書.....	40
6 現地調査書.....	40
7 被害状況等報告.....	42
8 家屋被害調査票.....	44
9 自衛隊災害派遣要請書.....	45
10 自衛隊災害派遣撤収要請書.....	46
11 市町村への応援要請書.....	47
12 消防応援要請書.....	48
13 避難所開設状況.....	49
14 避難状況一覧.....	50
15 避難者名簿.....	51
16 消耗品受払簿.....	52
17 避難所日誌.....	53

18	避難所生活状況報告書	54
19	運転日誌	55
20	緊急輸送車両確認申請書	56
21	緊急輸送車両標章	57
22	緊急通行車両確認証明書	58
23	トリアージ・タッグ	59
24	り災証明書	61
25	り災証明発行台帳	62
26	被災証明書	63
27	毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）	65
参 考		66
	洪水等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語の改善について	66
	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	68-1
	土砂災害警戒・特別警戒区域内にある要配慮者利用施設	68-7
	東日本大震災の取手市災害対策本部の取り組み及び市内の被害状況	69
	取手市地域防災計画見直し市民懇話会委員名簿	71
	平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災体験記	72

条例・協定等

1 災害対策基本法（抜粋）

最終改正：平成一八年六月一四日法律第六八号
（最終改正までの未施行法令）

平成十七年十月二十一日法律第百二号（未施行）

平成十八年六月七日法律第五十三号（未施行）

平成十八年六月十四日法律第六十八号（未施行）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

以降省略

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

以降省略

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

以降省略

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
- 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

2 取手市防災会議条例

昭和 38 年 1 月 28 日
(条 例 第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条の規定に基づき、取手市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 取手市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 取手市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、取手市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊第 1 施設団の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が必要と認め委嘱する者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、取手市の職員、及び学識経験のある者のうちから、取手市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

3 取手市災害対策本部条例

昭和 37 年 6 月 7 日
(条例第 68 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、取手市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部員の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 取手市災害対策本部規程

昭和 48 年 10 月 29 日

(訓令 第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、取手市災害対策本部条例(昭和 37 年取手市条例第 68 号)第 5 条の規定に基づき、取手市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 本部の組織は、別表 1 のとおりとする。

2 各部各班の所掌事務は、別表 2 のとおりとする。

(本部)

第 3 条 本部に次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、
- (3) 災害対策本部付(以下「本部付」という。)
- (4) 災害対策本部の各部の長
- (5) 本部長の指名する者

2 本部は、災害対策に関する基本方針その他重要事項を審議策定する。

(副本部長及び本部付)

第 4 条 副本部長は、副市長を、本部付は教育長をもってこれにあてる。

2 副本部長に事故あるときは、本部付をこれにあてる。

(部長及び班長)

第 5 条 部に部長を、班に班長を置く。

- 2 部長は、第 2 条第 2 項に定める所掌事務につき所属班長を指揮監督する。
- 3 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督する。
- 4 部長及び班長の分担は、別表 2 のとおりとする。

(本部の設置基準)

第 6 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)施行令第 4 条に基づく暴風雨、大雨または洪水その他の警報が市域に発令されたとき。
- (2) 市内に大規模な地震、火災、爆発等が発生したとき。

(本部事務局)

第7条 本部が設置された場合は、本部事務局を置く。

2 前項の事務局員は、総務部安全安心対策課の職員をもって充てる。

(本部事務局長及び本部事務局次長)

第8条 本部事務局に本部事務局長(以下「事務局長」という。)を置く。

2 本部事務局に本部事務局次長(以下「事務局次長」という。)を置く。

3 事務局長は、総務部長をこれにあて、事務局次長は、総務部安全安心対策課長をこれにあてる。

4 事務局長に事故あるときは、事務局次長をこれにあてる。

(連絡員)

第9条 本部事務局に各部長の指名する連絡員1人を置く。

2 連絡員は、本部事務局と各部との連絡にあたる。

(通報)

第10条 各部において収集した災害情報は、直ちに総務部情報班に通報するものとする。

2 総務部情報班長は、各部より災害情報を受理したときは、直ちに本部長に通報しなければならない。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部の議を経て行うものとする。ただし事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(本部の閉鎖)

第12条 本部の閉鎖は、災害応急措置が完了したときに、本部長の命により行う。

2 本部閉鎖後の事後の連絡は、総務部総務課において行う。

(楠則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

付 則

この訓令は、昭和48年11月1日から施行する。

5 取手市災害応急処理本部要領

平成9年4月21日
(訓 令 第3号)

第1 趣旨

この要領は、市域に発生した災害の調査及び災害規模の拡大防止について、災害対策本部設置前の災害の応急処理事務をするために必要な事項を定める。

第2 災害応急処理本部

1. 災害応急処理本部の設置

気象状況等により災害の発生の恐れがあることを予想できる場合は、その処理体制を整えるため災害応急処理本部(以下「応急処理本部」という。)を設置する。

2. 応急処理本部の組織

(1) 応急処理本部の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

(2) 応急処理本部長(以下「本部長」という。)は、副市長とする。

3. 応急処理本部の配備体制

(1) 災害応急処理本部の配備体制の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 各種気象注意報及び警報が発令され、市域に被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

イ 災害又はこれに準ずる事態が市域に発生し、本部長が応急処理本部の設置を必要と認めた場合。

(2) 応急処理に関係する要員は、常に気象状況その他の事象に注意し、災害が発生した場合、直ちに必要な措置がとれるよう準備しておくものとする。

4. 動員の伝達及び方法

(1) 勤務時間中の場合

応急処理本部の主管課は、総務部安全安心対策課(以下「主管課」という。)とし、災害の発生又は災害の発生する恐れがある気象等の情報を入手した場合は、応急処理本部員の動員等について、本部長と協議のうえ応急処理本部要員に対し、「自席待機」又は「自宅待機」の指示、伝達をするものとする。ただし、必要に応じて班を編成し、災害応急処理活動をするものとする。

(2) 休日・夜間等の場合

退庁後又は休日・夜間において、応急処理本部の主管課において災害関係情報を入手した場合は、総務部長に連絡し、その指示により各部(班)長に連絡する。主管課から非常登庁の連絡を受けた各部(班)長は、所属班員にその旨を連絡し、速やかに登庁し班を編成し、災害の応急処理活動をするものとする。

5．被害の調査等

応急処理本部の本部班は、住民等からの通報及び各班からの調査結果等の状況を把握し、別紙「災害応急処理報告書」(以下「報告書」という。)に記載するものとする。

6．応急処理結果の報告

応急処理活動をした班長は、被害の状況、程度、処理方法等について、報告書に記載し、本部班に提出するものとする。提出された報告書は、本部班が精査とりまとめて本部長に報告するものとする。

7．応急処理本部の閉鎖

本部長は、気象状況等により支障ないと認めたときは、応急処理本部を閉鎖する。

また、応急処理本部閉鎖後においても必要に応じ措置し、応急処理をしたものについては、全各号に準じて事務処理するものとする。

第3 災害復旧

災害復旧に関する事務は、災害復旧及び事後措置に関係を有する部課において処理するものとする。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

6 取手市防災工事資金のあっ旋及び利子補給に関する条例

昭和 57 年 3 月 20 日

(条 例 第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害及び浸水被害を防止するため急傾斜地の崩壊防止工事又は既設住宅等のかさ上げ工事をしようとする者に対し必要な資金のあっ旋及び利子補給(以下「資金のあっ旋等」という。)を行いもって市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 高さ 5 m 以上、傾斜度が 30 度以上である土地をいう。
- (2) 既設住宅等 既に建築を完了した床面積が 30 平方メートル以上の住宅(付帯設備を含む。)をいう。

(資金のあっ旋等の対象工事)

第 3 条 資金のあっ旋等の対象となる工事は、次のとおりとする。

- (1) 急傾斜地崩壊防止工事 急傾斜地の崩壊を防ぐために施行する擁壁工事その他これに付随する工事
- (2) 既設住宅等かさ上げ工事 過去に浸水被害のあった既設住宅等又はそのおそれのある既設住宅等で床の高さを従前の床面より 20 センチメートル以上上げる工事その他これに付随する工事

2 工事の施行にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災の目的を十分に達成すること。
- (2) 建築基準法その他関係法令の規定に適合すること。
- (3) 盛土を行う場合は、隣地への土砂又は水の流出のおそれのないようにすること。

(資金のあっ旋等の対象者)

第 4 条 資金のあっ旋等を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、営利を目的とする者には、あっ旋等をしないものとする。

- (1) 急傾斜地又は既設住宅等が資金のあっ旋等を受けようとする者の所有又は占有であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること。
- (4) 貸付金の元利支払について弁済能力を有すること。
- (5) 確実な連帯保証人があること。

(資金のあっ旋等の条件)

第5条 市長が資金のあっ旋等を行う条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資金のあっ旋限度額 500万円
- (2) 貸付期間 10年以内とする。
- (3) 償還方法 元利均等月賦償還とする。
- (4) 据置期間 貸付けを受けた月の翌月から3月以内とする。
- (5) 利子 指定金融機関の定めるところによる。
- (6) 担保 原則として担保を徴する。
- (7) 連帯保証人 1人以上とする。

(資金のあっ旋等の手続)

第6条 資金のあっ旋等を受けようとする者は、別に定める借入申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の借入申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、指定金融機関に資金のあっ旋を行うものとする。

(貸付の決定等)

第7条 指定金融機関は、前条の規定によりあっ旋のあった者について、審査のうえ資金の貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請人に通知するとともに資金の貸付けを行うものとする。

(利子補給)

第8条 市長は、前条の規定により資金の貸付けを受けた者に対して、利子補給を行うものとする。

- 2 利子補給は、資金の貸付利率の2分の1の部分につき、当該資金の貸付額に対し行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、資金の貸付利率の2分の1の利率が年2.5%を超えるときには、資金の貸付利率の年2.5パーセントの部分に限り、当該資金の貸付額に対し、利子補給を行うものとする。

(報告)

第9条 指定金融機関は、第7条の規定により資金の貸付けの可否を決定したとき、又はこれまでに貸付けたものの償還を受けたときは、貸付状況の報告書を市長に提出しなければならない。

(利子補給の打ち切り)

第10条 市長は、借受人が次の各号の一に該当すると認めるときは、利子補給を打ち切ることができる。

- (1) 第4条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があつたとき。
- (3) その他不正行為があつたとき。

(必要書類の提出)

第 11 条 市長及び指定金融機関は、必要があると認めるときは、借受人に必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 58 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 62 年条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の取手市防災工事資金融資条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき融資を受けている者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づき融資を受けている者が改正後の取手市防災工事資金あっ旋及び利子補給に関する条例(以下「新条例」という。)第 6 条に規定する借入申請書を市長に提出した場合は、新条例の適用を受けることができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

付 則(平成 17 年条例第 70 号)

この条例は、交付の日から施行する。

7 茨城県罹災救助基金管理規則

昭和 46 年 6 月 15 日
(茨城県規則第 39 号)

茨城県り災救助管理規則(昭和 37 年茨城県規則第 88 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県基金設置条例(昭和 39 年茨城県条例第 7 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(救助の対象)

第 2 条 条例第 5 条の規定により、知事がり災救助基金の全部又は一部を処分し、その財源で行う応急的な救助は、その区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した災害が発生した市町村(以下「災害地の市町村」という。)に対して行うものとする。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	5 世帯
5,000 人以上 5 万人未満	7 世帯
5 万人以上	10 世帯

2 前項に規定する住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 5 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した、世帯とみなす。

(救助の額)

第 3 条 知事は、災害地の市町村が次の救助をしたときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で現に救助に要した額を補助するものとする。

(1) 被服、寝具等の生活必需品の給付(生活必需品購入のための金銭給付を含む。)

茨城県災害救助法施行細則(昭和 36 年茨城県規則第 83 号。以下「細則」という。)別表第 1 第 3 項第 3 号ウ及びイの表に定める額

(2) 災害による死亡者の埋葬

細則別表第 1 第 9 項第 3 号に定める額

(補助金交付申請)

第 4 条 災害地の市町村長は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、前条の救助が完了した日から 1 カ月以内に小災害救助補助金交付申請書(様式第 1 号)を市にあっては直接に、町村にあっては当該区域を管轄する社会福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(交付決定通知)

第5条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに補助額を決定し、小災害救助補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該市町村長に通知するものとする。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条)

8 小災害救助補助金交付申請書

茨城県知事殿		年 月 日
		市 町長 村
		<input type="text"/>
小 災 害 発 生 年 月 日		
災 害 救 助 完 了 年 月 日		
補 助 金 交 付 申 請 額		
添 付 書 類	小災害救助状況調査 別紙 1 支 出 調 書 別紙 2	

様式第2号(第5条)

9 小災害救助補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

市
町長殿
村

茨城県知事



小災害救助補助金交付金決定通知書

年 月 日 で申請のあった小災害補助金については、茨城県り災救助基金管理規則第5条の規程により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 交付決定額 円
 2 交付決定額内訳
 (1) 生活必需品の給付関係 円

	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		何人世帯		計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
世帯数														
給付額														
限度額														
計														

- 注 1 給付額とは、市町村が給付した生活必需品の購入額の総計である。
 2 限度額とは、世帯人数ごとに定められた補助限度額である。

(2) 死亡者の埋葬関係

	死亡者数	埋葬料	限度額	計
大人	体	円	円	円
子人	体	円	円	円
計				円

- 注 1 埋葬料とは、市町村が死亡者1人あたりの埋葬のため必要とした総額である。
 2 限度額とは、大人、小人別に定められた補助限度額である。

10 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 33,000円以内 (加算額) 11,310円 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 平均1戸当たり29.7㎡設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。また、実情に応じ市町村相互によって設置戸数の融通ができる 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,160円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 *ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・社会保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額内	災害発生の日から14日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上					
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事後及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1ヶ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一 *既存建物借上費 時 通常の実費 保 存 *既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内 *但し、厚生大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師 21,600円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,900円以内 ・保健婦、助産婦、看護婦及び准看護師 16,500円以内 ・土木技術、建築技術者 16,500円以内 ・大工 25,000円以内 ・左官 25,800円以内 ・とび職 25,200円以内	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

11 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

12 茨城県広域消防相互応援協定書

第 一 章 総 則

(目 的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町村」という。)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等(以下「大規模災害等」という。)の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を超えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第 二 章 相互応援

(応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等(以下「被災地市町等」という。)の長又は消防長(以下「被災地市町等の長」という。)は、原則として県を經由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画(以下「基本計画」という。)に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等(以下「応援市町等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第 四 章 雑 則

(他協定との関係)

第 11 条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第 39 条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第 12 条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第 13 条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

付 則

この協定は、平成 29 年 3 月 6 日から効力を生ずる。
従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

13 取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱

取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要綱

平成7年10月2日
告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動に対し、補助金を交付するものとし、その補助金の交付については取手市補助金等交付規則(昭和43年規則第23号)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町内会、自治会等を単位として市民により自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象事業経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る収支予算書、事業計画書
- (2) 資機材購入に係る請求書(写)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、取手市自主防災組織活動育成事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、この目的に違反した事実があると認めるときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年度に設立された自主防災組織から適用する。

付 則(平成12年告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成20年告示第49号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象事業区分	事業の内容	補助額の算定方法
組織運営事業	自主防災組織の運営にかかる必要な経費及び資機材の購入に要する経費	<p>(1) 補助額 毎年度市の予算において決定する単価に、自主防災組織を構成する世帯数を乗じて得た額とする。ただし、その額が 30,000 円に満たない場合にあつては、30,000 円とする。</p> <p>(2) 端数処理 1,000 円に満たない部分については、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 補助額の上限 市長は、必要があると認めるときは、補助額の上限を設けることができる。</p> <p>(4) 世帯数の基準 毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準とする。</p> <p>(5) 適用年度 自主防災組織を設立した年度から適用する。</p>
組織設立事業	自主防災組織の設立時に整備する資機材の購入に要する経費	<p>(1) 補助額 1 会計年度当たり 150,000 を限度とし、現に要した額とする。</p> <p>(2) 適用年度 自主防災組織を設立した年度から起算して 3 年間に限り適用する。</p>

14 取手市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、取手市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織相互の救護・救援活動等の協力体制及び自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、市内各自主防災組織の会長をもって組織する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 自主防災組織の活動、協力体制の充実に関すること。
- (2) 自主防災組織相互の情報交換に関すること。
- (3) その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 9名
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
 - 3 幹事は、次のブロックごとに、それぞれ3名ずつ選出する。
 - (1) 東ブロック
 - (2) 西ブロック
 - (3) 北ブロック
 - 4 前項のブロックに属する自主防災組織の区分は、別に定める。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年(総会から次年度の総会までの間をいう。)とする。
ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、第4条の所掌事務の執行に当たる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議の種類は、次のとおりとする。

(1)総会

(2)役員会

(3)その他必要と認められる会議

(事務局)

第9条 協議会の会務を処理するため、取手市安全安心対策課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成18年3月14日から施行する。

別表

東 ブ ロ ッ ク	西 ブ ロ ッ ク	北 ブ ロ ッ ク
新道町内会自主防災会	白山町内会第1区自主防災会	光風台自主防災会
大利根団地自主防災会	白山町内会第2区自主防災会	川端自主防災会
青柳地区自主防災会	白山町内会第3区自主防災会	表自主防災会
取手井野団地自主防災会	市之代地区自主防災会	四ッ又自主防災会
取手つつじが丘自治会自主防災会	本郷ニュータウン自主防災会	沖横自主防災会
片町自主防災会	新取手自治会自主防災会	東自主防災会
八重洲町自主防災会	中央タウン(戸建)自主防災会	細井自主防災会
井野日立自主防災会	関鉄ニュータウン自主防災会	南町自主防災会
上町自主防災会	上高井地区自主防災会	東観団地自治会自主防災会
台宿南地区自主防災会	貝塚地区自主防災会	酒詰上自主防災会
台宿中地区自主防災会	駒場団地自主防災会	宮和田下一自主防災会
台宿北地区自主防災会	稲地区自主防災会	宮和田下三自主防災会
本町自主防災会	新町自主防災会	弥栄自主防災会
吉田上地区自主防災会	八重洲ニュータウン東部地区自主防災会	片町自主防災会(藤代)
井野地・川戸沼自主防災会	八重洲ニュータウン中部地区自主防災会	ときわ台自治会自主防災会
仲町自主防災会	八重洲ニュータウン南部地区自主防災会	双葉自主防災会
屋敷自主防災会	八重洲ニュータウン北部地区自主防災会	桜が丘自主防災会
戸田井第三班自主防災会	下高井地区自主防災会	ルックハイツ藤代自主防災会
第二八重洲自主防災会	井野台第1地区自主防災会	小林住宅自主防災会
城根地区自主防災会	井野台第2地区自主防災会	浜田集落自主防災会
吉田地区自主防災会	戸頭町会自主防災会	宮和田幸町自主防災会
小文間新田地区自主防災会	永山地区自主防災会	高須地区自主防災会
中妻地区自主防災会	戸頭第二住宅組合自主防災会	稲荷町自主防災会
南地区自主防災会	中央タウン高層住宅南地区自主防災会	取手市和田地区自主防災会
小堀自主防災会	戸頭第三住宅自主防災会	箕輪自主防災会
桑原・桑成地区自主防災会	戸頭地区自主防災会	中内地区自主防災会
(26)	戸頭中央ハイツ自主防災会	ワワ-クワ藤代自治会自主防災会
	中央タウン高層住宅北二地区自主防災会	藤代スカイハイツ自主防災会
	中央タウン高層住宅北一地区自主防災会	(28)
	戸頭第一住宅管理組合自主防災会	
	野々井地区自主防災会	
	米ノ井地区自主防災会	
	戸頭団地賃貸住宅自主防災会	
	遠藤前自主防災会	
	駒場地区自主防災会	
	ベルフラワー取手自主防災会	
	(36)	

様 式 等

1 災害概況即報

第 1 号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名	報告者名

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の事態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた 理由			
	負傷者 重傷	人				
	中等傷	人				
	軽傷	人				
焼損程度	焼全焼棟 損半焼棟 棟部分焼棟 数ぼや棟	棟 棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚地後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防知覚方法		気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人(人)		
		重傷	人(人)		
		中等傷	人(人)		
		軽傷	人(人)		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚地後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)人	負傷者等 人(人)	
	計 人	重傷 人(人)	中等傷 人(人)
	不明 人	軽傷 人(人)	
救助活動の要否			
救助護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)		年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時		年 月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者		人 不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
	負傷者		人 計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)	(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

〔被害状況速報〕

				区 分			被 害		
被 害 者 報 告 番 号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	ha			
	第 報				冠 水	ha			
報 告 者 名	(月 日 時 現 在)			畑	流 失 ・ 埋 没	ha			
					冠 水	ha			
				文 教 施 設	箇 所				
				病 院	箇 所				
区 分		被 害		道 路	箇 所				
人 的 被 害	死 者		人	橋 り ょ う	箇 所				
	行 方 不 明 者		人	河 川	箇 所				
	負 傷 者	重 傷	人	港 湾	箇 所				
		軽 傷	人	砂 防	箇 所				
住 家 被 害	全 壊		棟	そ の 他	清 掃 施 設	箇 所			
			世 帯		崖 く ず れ	箇 所			
			人		鉄 道 不 通	箇 所			
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
			世 帯		水 道	戸			
			人		電 話	回 線			
	一 部 破 損		棟		電 気	戸			
			世 帯		ガ ス	戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所			
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世 帯		
			世 帯		り 災 者 数		人		
			人		火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物		件				
	そ の 他	棟	そ の 他		件				

区 分		被 害	災 害 等 の 設 置 状 況 災 害 対 策 本 部	都 道 府 県	計	団 体
公 共 文 教 施 設	千 円					
農 林 水 産 業 施 設	千 円					
公 共 土 木 施 設	千 円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円					
小 計	千 円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 教 団 体						
そ の 他	農 業 被 害	千 円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	市 町 村	計	団 体
	林 業 被 害	千 円				
	畜 産 被 害	千 円				
	水 産 被 害	千 円				
	商 工 被 害	千 円				
	そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		
被 害 総 額	千 円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況					

被害額は省略することができるものとする。

2 災害発生即報

災 害 発 生 即 報

日 時 分 受信		発信者		受信者	
1	被害発生	自	月	日	時 分
		至	月	日	時 分
2	被害場所				
3	被害程度				
4	被害に対する措置				
5	その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

3 出勤職員報告書

出 勤 職 員 報 告 書

年 月 日

所属名

所属長

部 名			部長名		
班 名			班長名		
職 名	氏 名	執 務 場 所	出 勤 時 間	備 考	

4 放送申込書

出 動 職 員 報 告 書

「NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続き」

1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続

放送の要請は消防防災課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話(日本放送協会水戸放送局 221 - 7101、㈱茨城放送 244 - 2121)又は口頭により行う。

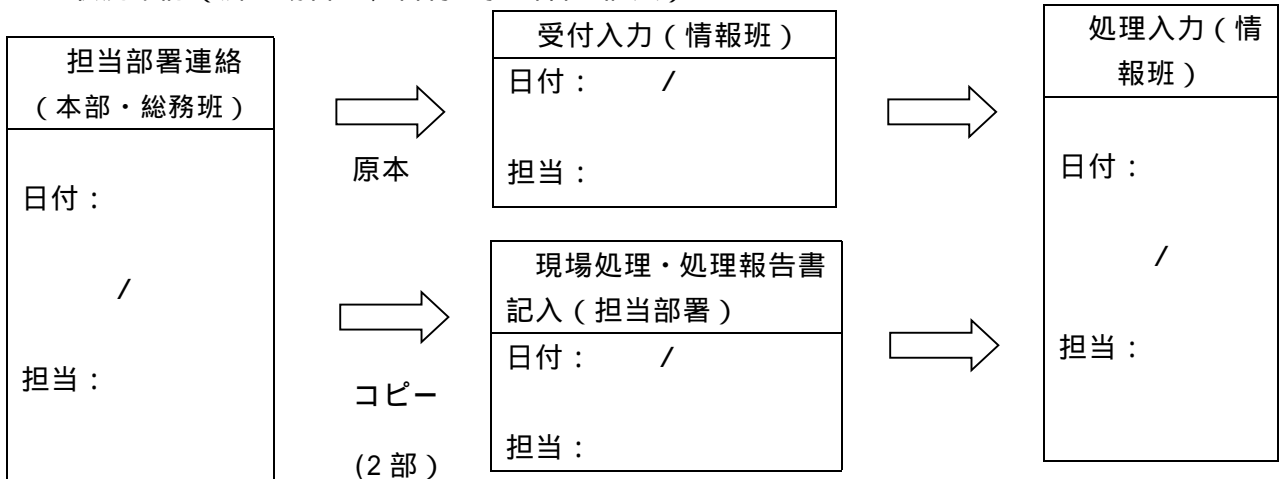
放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	
令和 年 月 日	
殿	
茨城県生活環境部消防防災課長 氏名	
印	
(注)本申込書は正副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。	

5 災害応急処理報告書

災害応急処理報告書

電話受付時記入（要地図添付）	受付日時	年 月 日 時 分 受付者氏名				
	連絡者住所氏名	住所氏名	電話			
	被害場所	取手市				
	通報内容	道路冠水（ 通行可 通行不可 ）			状況	
		住宅浸水（ 床上 床下 ）				
	通報内容	倒木（ 通行可 片側 通行不可 ）				
		清掃（ 側溝 泥 ゴミ ）				
		消毒（ 公共用地のみ ）				
		その他（ ）				
	通報内容	通報者要望（ 本人が何をしてもらいたいか記入 ）			情報提供のみ	
緊急性					あり	なし
現場対応時記入	被害戸数	戸（全壊 戸、一部損壊 戸、床上浸水 戸、床下浸水 戸）				
	応急処理内容					
	処理日時	処理開始日時：		月	日	時 分
		処理終了日時：		月	日	時 分
	班名	班		班員名		
	今後の対策					
	再調査の必要性					
	有 無					

状況確認（済の場合は、日付・担当者を記入）



6 現地調査書

現 地 調 査 書

調 査 日 時	月 日 時 分
調 査 班 名	
調 査 員 氏 名	

災 害 の 原 因	1.地震振動 2.液状化 3.火災 4.土砂崩れ 5.その他				
被 災 日 時	年 月 日		時 分(頃)		
被 害 場 所	取手市 丁目 番 号		(世帯主及び代表者氏名)		
被 災 概 要					
被 害 の 内 容	建 築 物 被 害	1.全壊(焼) 2.半壊(焼)		3.一部損壊	
		4.流失		5.床上浸水(cm) 6.床下浸水	
	土 木 施 設 等 被 害				
	ラ イ フ ラ イ ン 施 設 等 被 害				
	そ の 他 被 害				
	人 的 被 害	1.死亡 人		2.重傷 人	
	4.行方不明者 人				
	住 所	氏 名	年 齡	備 考	
特 記 事 項					

*必要に応じて資料添付のこと

7 被害状況等報告

被害状況等報告											
原因				発生日時	月時	日分	区	分	被害		
発生場所	市			町			田	流失・埋没	②②	ha	
	郡							冠水	②③	ha	
受発信時刻	月			日	時	分	畑	流失・埋没	②④	ha	
受信機関				発信者				冠水	②⑤	ha	
受信機関				発信者			文教施設	②⑥	箇所		
区			分			被害		病院	②⑦	箇所	
人的被害	死者		人			その他	道路	②⑧	箇所		
	行方不明者		人				橋りょう	②⑨	箇所		
	負傷者	重傷		人			河川	③⑩	箇所		
		軽傷		人			港湾	③⑪	箇所		
住家被害			棟			その他	砂防	③⑫	箇所		
	全壊		世帯				清掃施設	③⑬	箇所		
			人				崖くずれ	③⑭	箇所		
			棟				鉄道不通	③⑮	箇所		
	半壊		世帯				被害船舶	③⑯	隻		
			人				水道	③⑰	戸		
			棟				電話	③⑱	回線		
	一部破損		世帯				電気	③⑲	戸		
			人				ガス	④⑰	戸		
			棟				ブロック塀等	④⑱	箇所		
被害	床上浸水		世帯				④⑲				
			人			り災世帯数	④⑳	世帯			
			棟			り災者数	④㉑	人			
	床下浸水		世帯			火災発生	建物	④㉒	件		
		人			危険物		④㉓	件			
		棟			その他		④㉔	件			
非住家	公共建物		棟								
	その他	④㉕	棟								

市 町 村 名			報 告 の 区 分		
			即 報	確 定 報 告	
区 分			被 害	被害の程度及び応急対策状況(経過)	
公 共 文 教 施 設	④⑧	千円			
農 林 水 産 業 施 設	④⑨	千円			
公 共 土 木 施 設	⑤⑩	千円			
そ の 他 の 公 共 施 設	⑤⑪	千円			
小 計	⑤⑫	千円			
公共施設被害市町村教	⑤⑬	団体			
そ の 他		⑤⑭ 千円			
	林 業 被 害	⑤⑮ 千円			
	畜 産 被 害	⑤⑯ 千円			
	水 産 被 害	⑤⑰ 千円			
	商 工 被 害	⑤⑱ 千円			
		⑤⑲			
そ の 他	⑥⑰	千円		要 請 事 項	
被 害 総 額	⑥⑱				
災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	⑥⑲	設置	月 日 時 分		
	⑥⑳	廃止	月 日 時 分		
避 難 の 指 示 等	⑥㉑		月 日 時 分		
消 防 職 員 出 動 延 人 数	⑥㉒	人			
消 防 団 員 出 動 延 人 数	⑥㉓	人			
そ の 他	災害の概況				
	消防機関の活動状況				
	その他				

8 家屋被害調査票

家 屋 被 害 調 査 票

住所	(電話)					
	1 床上浸水(床から cm) 2 床下浸水(地面から cm) 3 店等のフロアー浸水 (フロアーから cm) 4 全 壊 5 半 壊 6 大規模半壊 7 一部破損 8 その他(崖崩れ、車の浸水等、道路冠水、床下までは浸水しないが、ガレージ、庭等に冠水、その他備品等の被害(外 点) 9 被害なし					
区分	1 住家(専用・併用)	下欄へ	非	事業者名(店舗名)		
	2 非住家()	右欄へ		業 種		
住家・併用含む	家族数(世帯主を含む)	人	住家	床上浸水の場合 小学生 人 中学生 人		
	併用の場合	(店舗名) (業 種)		代表者名		
区分	所有区分	1 持家	し尿区分	1 汲み取り		
		2 借家		2 浄化槽		
		所有者住所 氏 名 TEL	階別	1 平家建 2 ()階建		
避難先	住所			氏名 TEL		
(特記事項)						
1 消毒の必要		有	無			
2 汲み取りの必要		有	無			
3 被害者からの要望、その他				4 不在		

(注)原則として被災者から状況を聞くこと。ただし、不在のため状況を聴取できないときは、現場状況を具体的に記載すること。						
調査日	令和 年 月 日()	調査者				
	午前・午後 時 分					

9 自衛隊災害派遣要請書

	文 書 番号
	令和 年 月 日
茨 城 県 知 事 殿	
	機関・職・氏名
	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣要請の理由	
(1) 災害の種類	水害、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他()
(2) 災害発生の日時	令和 年 月 日 時 分
(3) 場 所	
(4) 被害状況	
(5) 要請する理由	
2 派遣を希望する機関	
自	令和 年 月 日 時 分
至	令和 年 月 日 時 分
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣希望区域	件 市 町 郡 村
(2) 活動内容	
4 その他参考事項	
(1) 現場において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況	
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
(4) 気象の概況	
(5) その他	

10 自衛隊災害派遣撤収要請書

	文 書 番号
	令和 年 月 日
茨 城 県 知 事 殿	
	機関・職・氏名
	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	
令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害は件については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請の理由	
2 撤収期日	令和 年 月 日 時 分
3 その他必要事項	

11 市町村への応援要請書

年 月 日

殿

取手市長

印

災 害 応 援 要 請 書

下記の事由により、災害時応援相互協定に基づき要請します。

記

要 請 の 理 由	
要 請 の 内 容	
要 請 の 期 日	
そ の 他 必 要 事 項	
備 考	

12 消防応援要請書

年 月 日

_____ 殿

取手市長

印

災 害 応 援 要 請 書

下記の事由により、消防応援相互協定に基づき要請します。

記

要 請 の 理 由	
要 請 の 内 容	
要 請 の 期 日	
そ の 他 必 要 事 項	
備 考	

13 避難所開設状況

避難所開設状況

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電	話		
開 設 日 時				閉 鎖 日 時			
月 日 時 分				月 日 時 分			
担当者	所 属	職	氏 名	所 属	職	氏 名	
人							
()							
避難 状 況	地 区 名	世 帯		人 数	備 考		
対 応	(食料・毛布その他必要物品等の状況)						

14 避難状況一覽

避難状況一覽

作成者

避難場所名	電 話	責 任 者	開 設 日 時	避難状況 (地区名・人数等)				
				時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

15 避難者名簿

避 難 者 名 簿

No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名	
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄（退所日等）	

(注) 世帯単位で作成のこと

16 消耗品受払簿

消 耗 品 受 払 簿

品 名		単 位 呼 称	
-----	--	------------	--

年 月 日	摘 要	受 払 残	備 考

- (注) 1: 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
2: 「備考」欄には、購入単位及び購入金額を記入しておくこと。
3: 最終行欄には、受払残及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

17 避難所日誌

避 難 所 日 誌 No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

記録日	事 項	措 置 の 概 要	扱 者

18 避難所生活状況報告書

避難所生活状況報告書

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電 話			
避難場所の状況	地区名	世 帯	人 数	備 考			
	(状況)						
	担当者 人						
連絡指示事項							

19 運転日誌

公 用 車 運 転 日 誌

年 月 日 曜日 天気								管理責任者
使用課名	運転者名	運行区間（経路）	出庫時分	メーター km	入庫時分	メーター km	走行距離 km	所属長 確認
		市役所 -	:		:			
修理箇所							燃料	L
							オイル	L
同乗者（職員以外）の有無		同乗者があった場合の具体的理由						
有・無								

点 検 表

1 始業点検

区分	点検箇所	点検内容	確認	区分	点検箇所	点検内容	確認
運 転 席	ドライブレコーダー	正常な作動		車 の 外 周	車 体	汚れ・損傷	
	ブレーキペダル	踏みしろ			タイヤ	空気圧・異常な磨耗・溝の深さ・損傷	
	サイドブレーキ	引きしろ			ヘッドランプ	点灯・汚れ・損傷	
	燃料装置	燃料の量			方向指示器	点灯・汚れ・損傷	
	バックミラー・サイドミラー	写 影			ブレーキランプ	点灯・汚れ・損傷	
	ウインドウワッシャー液	噴射状態			バックランプ	点灯・汚れ・損傷	
	ワイパー	拭取り状態			番号灯	点灯・汚れ・損傷	
	警告灯の表示 バッテリー、エンジンオイル等	有 ・ 無			ナンバープレート	汚れ・損傷	
自動車車検証						有 ・ 無	
運転免許証						有 ・ 無	
停止表示板						有 ・ 無	

2 終業点検

ドアを施錠しましたか。		各照明灯は消しましたか。	
サイドブレーキを引きましたか。		車体まわりの汚れ、損傷はありませんか。	
車内の清掃をしましたか。		計器類は正常でしたか。	
シートベルトをしましたか。			

3 異常箇所の報告・処置

異常箇所の連絡事項	
処置及び結果	

点検結果は、次の記号で表示する。記号 良好：レ 要注意： 不良：×

20 緊急輸送車両確認申請書

緊急輸送車両確認申請書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申請書			
災害対策基本法施行令第 33 条の規定による緊急輸送車両であることの確認を受けたいので以下のとおり申請します。			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
申請者 (使用者)	住 所		
	氏 名	印	
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

21 緊急輸送車両標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

22 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等事前届出書			
		知 事 印 公安員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

23 トリアージ・タグ

トリアージ・タグ（表）

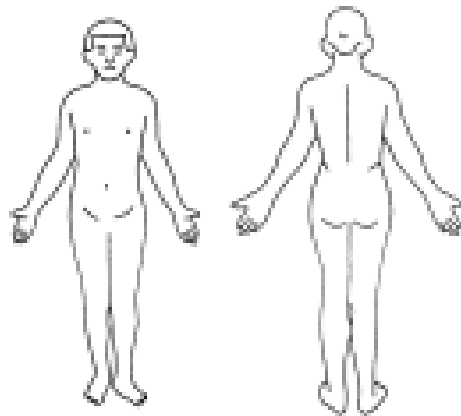
（紐穴の直径は3mm）

（収容医療機関用）				1.8
（搬送機関用）				6.2
No.	氏 名 (Name)	年 齢 (Age)	性 別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	
住 所 (Address)		電 話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名		
搬送機関名		収容医療機関名		
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0		23.2
トリアージ実施機関		医 師 救命救急士 そ の 他		8.0
病状・傷病名				
特記事項				
0		（黒 色）		1.8
		（赤 色）		1.8
		（黄 色）		1.8
		（緑 色）		1.8

トリアージ・タグ（裏）

（紐穴の直径は 3 mm）

特記事項



0

（黒 色）

（赤 色）

（黄 色）

（緑 色）

24 リ災証明書

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">リ 災 証 明 書</p> <p style="margin: 10px 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">取手市長 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">〒</p> <p style="margin: 0;">住所 <u>取手市</u></p> <p style="margin: 10px 0;">フリガナ</p> <p style="margin: 0;">氏名 _____ 印</p> <p style="margin: 0;">(電話番号: _____)</p> <p style="margin: 20px 0;">下記事実に相違ないことを証明願います。</p>	
リ 災 原 因	令和 年 月 日
リ 災 場 所	上記住所 上記住所以外の場所 (_____)
リ 災 状 況	建物の損害 (具体的な状況: _____) 建物以外の損害 (具体的な状況: _____)
証明書提出先	保険会社 竜ヶ崎税務署 取手市 勤務先企業 その他 (_____)

上記枠内の該当する 印にチェックしていただき、必要事項をご記入ください。

【市記入欄】 証明項目		第 号
上記事実に相違ないことを証明します。 <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">取手市長</p>		

25 ㄩ災證明発行台帳

ㄩ災證明発行台帳

受付 番号	申請日	申請者	住所	〒	連絡先	証明書提出先	調査年月日	現地調査員	証明書発行年月日	証明事項 (判定)	種別	備考

26 被災証明書

被災証明申請書 被災第_____号

申請者 住所 _____
フリガナ
氏名 _____

令和 年 月 日発生の上記により、下記のとおり被災したことを証明願います。

記

被災場所 取手市
被災状況 { 断水・停電 塀・門扉の被害 備品・家財の被害
建物の被害 その他() }

令和 年 月 日

取手市長 あて

この証明書は取手市内で被災した方に限ります。
住所、氏名等を確認できる身分証明書等を提示して下さい。

キ リ ト リ

被災証明書 被災第_____号

被災者 住所 茨城県
氏名 _____

上記の者は、令和 年 月 日発生の上記により、下記のとおり被災したことを証明します。

記

被災場所 茨城県取手市
被災状況 { 断水・停電 塀・門扉の被害 備品・家財の被害
建物の被害 その他() }

令和 年 月 日

茨城県取手市長

【裏面】

確 認 書 類
運転免許証・健康保険証・身分証明書・パスポート・その他()

代 理 人 (住所)

(氏名)

(関係) 夫・ 妻・ 兄弟・ 友人・ 会社の上司・ 部下など

27 毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
2	発 信 者			
3	発生事業所名	会社	事業所 (電話)	
4	発生事業所所在地	県	市 郡	町 村 丁目 番号
5	毒性ガス保有量	ガス名	トン kg	
6	被害状況			
7	風 向	の風・風下 方向		
8	事故状況	1. 噴出漏洩(ガス・液体) 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他()		
9	事故箇所	1. 配管 2. 容器	kg × 本	3. 貯蔵 トン
		4. 整備全部 5. その他		
10	拡散予測	1. 事業所内にとどまる	2. 事業所外に	風上最大 m拡散 風下最大 m拡散
11	事業所の対応策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 附近住民に避難警告		
12	応援等の必要性			
13	備 考			
14	発信・受信日時	年 月 日	午前 午後	時 分
15	受 信 者			

(仕様はB4版)

参 考

洪水等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語の改善について

(1) 水位情報で用いる用語

現行	改善後
計画高水位	氾濫危険水位 河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	氾濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	氾濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

(2) 水位情報で用いる用語

国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等

現行	改善後
(川) 洪水情報	川氾濫発生情報 川氾濫危険情報
(川) 洪水警報	川氾濫警戒情報
(川) 洪水注意報	川氾濫注意情報

(3) その他の用語

現行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊 (対象地区の明確化 / 例 : 地区の堤防が決壊)
欠壊	一部流出 (崩壊) (対象地区を明確化 / 例 : 地区の堤防が一部流出)
越水・溢水	水があふれる (対象地区を明確化 / 例 : 地区の堤防から水があふれる)
浸水	浸水 (対象地区を明確化 / 例 : 地区の堤防が浸水)
冠水	浸水 (対象地区を明確化 / 例 : 地区の堤防が浸水)
出水	増水
洗掘	深掘れ

現行	改善後
漏水	漏水（対象地区を明確化 / 例： 地区の堤防から漏水）
法崩れ	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水防情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	（排・取）水門
排水機場	排水ポンプ場
（堤防）天端	（堤防の）上端、上面
右岸・左岸	例： 市側
A P	A P（東京湾中等潮位 -1.1344m）
Y P	Y P（東京湾中等潮位 -0.8402m）
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
高水敷	河川敷
派川	派川（分岐して流れる川）
直轄区間	国管理区間
指定区間	県管理区間
川裏	居住側、居住地側
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水（河川に排水できずに氾濫した水）
強雨域	強い雨が降る範囲（ 時間 ミリ以上）

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
東取手病院	井野 268	同報系防災無線	小貝川・利根川	
丸野医院	稲 853	同報系防災無線	利根川	
宗仁会病院	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	
宗仁会病院 療養型病棟	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	
ハートフルふじしろ病院	下萱場 225	同報系防災無線	小貝川	
秋田医院	櫛木 890	同報系防災無線	小貝川・利根川	
かんの産婦人科クリニック	藤代 1076	同報系防災無線	小貝川・利根川	
さくら整形外科クリニック	桜が丘 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	
桜が丘メルクリニック	桜が丘 1-17-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	
介護老人保健施設 はあとびあ	井野 253	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
グループホーム花束取手	青柳 861-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ツクイ取手井野	井野 2-6-29	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
井野ヶ居宅介護支援センター 井野ヶアサヒセンター	井野団地 3-19-101	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 北相寿園	岡 1476	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 取手市ふれあいの郷	ゆめみ野 3-23-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 水彩館	小文間 5720-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム 藤代なごみの郷	櫛木 1342-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム ルロシェ	神浦 646	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
特別養護老人ホーム めぐみの杜	稲 29-1	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
老人保健施設 サンライフ宗仁会	岡 1471	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
介護療養型老人保健施設 ネオテラス宗仁会	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
グループホーム なごみ藤代	櫛木 1376	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
グループホームたんぼぼ	桜が丘 1-17-13	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
藤代デイサービスセンター	宮和田 298	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
取手市立かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
よりみち	桑原 6-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリデイ取手東	東 6-72-24	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリデイサービス スモールランド取手	東 6-34-11 Iスト八重洲 1号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿くらぶ取手・藤代 デイサービスセンター	藤代 520	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスセンター いつくしの杜	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスセンター SLP 取手	藤代 153-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ニチケアセンター取手新町	新町 3-13-6	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
ご長寿くらぶ新取手 デイサービスセンター	新取手 4-7-9	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
レコードブック取手新町	新町 5-19-11	同報系防災無線	利根川	高齢福祉課
樹楽 取手	谷中 44-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
リハビリ特化型 デイサービス橙	桑原 6-3	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
取手地域福祉事業所 みんなのおうち ゆう	青柳 480-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
さくら通所リハビリテーション	桜が丘 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
有田内科整形リハビリクリニック 通所リハビリテーション	毛有 363-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
りぼんくらぶ・小浮気	小浮気 179-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ウイステリア 藤代	宮和田 298	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 壱番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 貳番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 参番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 四番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
いつくしの杜取手 五番館	谷中 550-8	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿クラブ取手藤代	藤代 520	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
イル・クォーレ取手	小浮気 187-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
SLP 取手	藤代 153-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
SLP 取手 2 号館	宮和田 222-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ななつ星らいふ (Fプラザアクセス)	東 6-72-21	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
ご長寿クラブ新取手	新取手 4-7-9	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
デイサービスふくろう	櫛木 352-33	同報系防災無線	小貝川・利根川	高齢福祉課
就労継続支援 B 型事業所 エトワール～星～	東 6-17-5	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
就労移行支援事業所ななころ	新町 4-1-45-301	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
エピ	取手 2-1-21-201	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ベストフレンド中央タウン	西 2-2 取手中央タ ウン G 棟 112・113	同報系防災無線	利根川	障害福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
こどもプラス取手教室	新町 5-19-11 2F	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
こどもプラス新町教室	新町 5-17-5	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
児童デイサービス いろいろ	櫛木 352-15	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
取手市立障害者福祉センター ふじしろ	藤代 730-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ポニーの家 多機能	高須 2148	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
取手市立 こども発達センター	西 2-35-3	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
障害者支援施設 ときわ学園	ゆめみ野 3-25	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ケアホーム夢未来	桜が丘 4-1391-76	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ハイライフサポート 取手ホーム	和田 1010	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ハイライフサポート多機能・取手	和田 1011	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ほほえみ	小文間 3717	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
ベストフレンド藤代	宮和田 588-1 1階A号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
リトルプレイス藤代教室	宮和田 1075-2 第二宇都野ビル1階	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
放課後等デイサービス きずな	藤代南 3-11-2 増山ビル2-A	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
しとく館自立支援学習センター 放課後デイ藤代駅前教室	藤代南 1-5-15 千葉ビル1階	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
こどもプラス藤代教室	小浮気 179-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
多機能型就労支援事業所 ステージ	藤代南 1-9-3 2F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
うーりー取手	取手 2-3-2-1F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
アクア	新町 5-19-11	同報系防災無線	利根川	障害福祉課
アリガトウ	取手 2-3-13 関口ビル4階402号室	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
生活介護事業所和み	東 6-17-5	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
プレゼンス	宮和田 675	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
グループホーム メジロ	宮和田 1030-42	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
Grip キッズ取手校	取手 1-5-7-2F	同報系防災無線	小貝川・利根川	障害福祉課
いきいきプラザ	取手 2-8-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	健康づくり推進課
げんきサロン藤代	藤代 700 藤代庁舎内	同報系防災無線	小貝川・利根川	健康づくり推進課
げんきサロン稲	稲 70 取手西小学校内	同報系防災無線	利根川	健康づくり推進課
稲保育園	西 1-21-25	同報系防災無線	利根川	子育て支援課
たかさごスクール取手	井野 3-16-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
井野なないろ保育所	井野 3-15-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
久賀保育所	萱場 891-1	同報系防災無線	小貝川	子育て支援課
中央保育所	藤代 353	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
共生保育園	櫛木 219	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
育英保育園	山王 89-2	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
たちばな保育園	米田 259-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
藤代駅前ナカリスクール	宮和田 1136-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
取手ふたば文化幼稚園	西 1-21-18	同報系防災無線	利根川	子育て支援課
つつみ幼稚園	双葉 3-7-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
光風台幼稚園	光風台 1-2-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
チュリップ第二幼稚園	吉田 13-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
藤代地域子育て支援センター	藤代 700	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
井野なないろ地域子育て支援センター	井野 3-15-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
宗仁会病院 院内託児所	岡 1493	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
コロポックル こどもの家保育園	櫛木 432	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
エンゼルクラブ	藤代 1076	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
古河ヤクルト販売株式会社 井野センター託児室	井野 2-1 レジデンス井野	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
Fun English Preschool	宮和田 1075-2 宇都野ビル2階	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
かがやき保育園とりで	取手 2-3-7 取手センタービルA棟1階	同報系防災無線	小貝川・利根川	子育て支援課
市立藤代幼稚園	藤代 53	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
取手東小学校	吉田 400	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代小学校	藤代 53	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
宮和田小学校	藤代南 3-11-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
山王小学校	山王 380	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
六郷小学校	清水 373-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課

施設名	住所	伝達方法	河川名	担当課
久賀小学校	萱場 60	同報系防災無線	小貝川	学務課
桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
取手第一中学校	吉田 470	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代中学校	櫛木 1343	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代南中学校	中田 880	同報系防災無線	小貝川・利根川	学務課
藤代高等学校	毛有 640	同報系防災無線	小貝川・利根川	
藤代紫水高等学校	紫水一丁目 660	同報系防災無線	小貝川	
取手松陽高等学校	小文間 4770	同報系防災無線	小貝川・利根川	

土砂災害警戒・特別警戒区域内にある要配慮者利用施設

施設名	住所	伝達方法	担当課
取手中央病院	本郷 3-2-1	同報系防災無線	
あおぞら診療所	新町 3-13-11	同報系防災無線	
ふたば保育園	東 2-7-9	同報系防災無線	子育て支援課
取手市立取手小学校	東 5-3-1	同報系防災無線	学務課
取手市立取手第二中学校	寺田 5147	同報系防災無線	学務課
茨城県立取手第二高等学校	東 2-5-1	同報系防災無線	

東日本大震災の取手市災害対策本部の取り組み及び市内の被害状況

1. 東日本大震災の発生

- ・発生 平成 23 年 3 月 11 日（金） 午後 2 時 46 分
- ・震源 東北地方太平洋沖
- ・震度 6 弱（取手市井野）5 強（取手市藤代・寺田）

2. 災害対策本部の取り組み状況

- ・平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 55 分 取手市災害対策本部を設置し、午後 3 時 5 分より第三次非常体制で午後 7 時まで全職員で対応
24 時間体制とするため、職員を 2 班編成として対応
3 月 13 日から 4 月 4 日までは、3 班体制で対応
- ・平成 23 年 3 月 11 日 守谷市、静岡県御殿場市、群馬県昭和村へ給水車の借入要請
- ・平成 23 年 3 月 12 日 小文間小学校、市役所、戸頭公園で飲料水兼用耐震性貯水槽による給水開始
- ・平成 23 年 3 月 19 日 災害時相互応援協定を締結している、福島県南相馬市の市民 148 名を福祉施設に受け入れる
- ・平成 23 年 3 月 25 日 戸頭配水場で採取した水で、放射性ヨウ素 106.5 ベクレルが検出されたため、1 歳未満の乳幼児世帯に飲料水（2 ）を 2 本配布
- ・平成 23 年 5 月 13 日 簡易放射線測定器で、学校、児童施設 51 箇所での放射線量測定開始
- ・平成 23 年 6 月 13 日 小中学校のプールの放射線量測定開始
- ・平成 23 年 6 月 22 日 災害対策本部内に「放射線部会」設置
- ・平成 23 年 10 月 1 日 災害対策本部内に「取手市放射能対策委員会」設置

3. 市内における被害状況

（1）公共施設被害状況

- ・庁舎、公民館、小中学校等 80 施設で被害

（2）道路（市道）の被害 266 箇所

（3）ライフライン（上水道・電気） 114 箇所

上水道については、断水箇所はなし。ただし、漏水箇所補修のための減圧により水が出ない状況が発生（平成 23 年 3 月 11 日 18:00 から平成 23 年 3 月 14 日 20:00）

市内漏水箇所は 63 箇所 市内の水圧の完全復旧は平成 23 年 3 月 15 日 0:00

停電状況については、地震発生時から平成 23 年 3 月 12 日午後 17 時 43 分までの間ピーク時で 11,700 軒の停電が発生

（4）家屋等の被害に対するり災証明発行状況（平成 24 年 1 月 1 日現在）

申請件数	4,352 件
判定件数	4,348 件
一部損壊	3,122 件
半壊	275 件

大規模半壊	7 1 件
全壊	2 5 件
建物以外の損害	8 5 1 件
その他	4 件

取手市地域防災計画見直し市民懇話会委員名簿

	氏 名	所 属 団 体
1	椎名 一夫	取手市自主防災会組織 (白山町内会第3区自主防災会会長)
2	奥 敏次	取手市自主防災会組織 (桜が丘地区自主防災会会長)
3	武田 幸次	取手市自主防災会組織 (戸頭町会自主防災会会長)
4	薬袋 泰	取手市自主防災会組織 (中央タウン高層住宅南地区自主防災会会長)
5	杉田 修	取手市自主防災会組織 (南町自主防災会会長)
6	野口 邦男	取手市民生委員児童委員 (上高井・貝塚・市之代地区民生委員)
7	中山 幸彦	取手市市政協力員 (八重洲ニュータウン地区市政協力員)
8	野澤 和江	ボランティア団体 (新取手自治会長)
9	倉持 行雄	取手市高齢者クラブ連合会会長
10	村上 節	とりで障害者協働支援ネットワーク副代表
11	森田 佳子	取手市 PTA 連絡協議会 女性ネットワーク委員会委員長 (稲小学校 PTA 副会長)
12	吉田 果奈	取手市 PTA 連絡協議会副会長 (藤代中学校 PTA 会長)

*平成 23 年 10 月 24 日に「取手市地域防災計画見直し市民懇話会」を設置し、平成 24 年 4 月施行を目指して 6 回の市民懇話会を開催し、計画の見直しを行いました。

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災体験記

住所:取手市新取手4 - 1 - 19

氏名:村上 節

所属:とりで障害者協働支援ネットワーク副代表

わが家の大震災体験記

3月11日14時46分、私は新取手の自宅2階の書斎で、二日後(13日)に行われる映画「1/4の奇跡～本当のことだから」の上映会について、水戸の女性から電話で問い合わせを受けているところであった。すごい揺れと音がして背丈ほどの本棚が倒れ、本が床に散乱した。これは大変だ、これまでに経験したことがない地震にどう対処したらよいか一瞬迷った。逃げるための窓を開けるべきか、1階に下りてみると玄関の置物が床に落ちていたり、台所の食器ケースの引き出しが半開きになっていたりしていたが、それ以外特に被害はなさそうなのでひとまずほっとした。わが家は私ども夫婦と孫娘(当時永山中1年)の3人暮らしである。その時、妻は近くのスーパーマスタに買い物に行って、揺れと同時に屋外に飛び出し、おさまってからレジで会計を済ませて帰宅した。内部は果物や飲み物のびん類が床に散乱、あるいはガラス物は割れてかなりひどい状態だったと言っていた。また、孫娘は授業中で机の下に身を隠し、その後全校生徒はテニスコートに避難し、落ち着いてから体育館に移動して早めに帰宅した。

数年前、私の所属するボランティア団体で、よく安全安心対策課の皆さんに来てもらい、防災について話を聞く機会を持っていた。その中で「家屋は昭和56年以前に建てられた古い建物は耐震性に欠けるものがある。」と言われ、昭和45年に建てたわが家は震度7の場合、倒壊家屋の対象になっている。」と指摘され、70歳を過ぎていたが、命あつての人生、悔いだけは残したくないという強い気持ちから、思い切って平成20年7月(74歳)に建て替えた。今回の地震で、とっさに「新しい家に住んでいてよかった」と思った。その後、日頃から災害にそなえる準備がいかに大事であるかを知り、本棚などに固定金具を付けたり、飲料水、食糧、照明具、ラジオ、簡易トイレなどを準備してきている。

平成24年3月19日(月)

住所:取手市西1 - 6 - C-907

氏名:葉袋 泰

役職:取手中央タウン高層住宅南地区自主防災会 会長

3.11震災・そのとき 私は

震災の時、私はマンション(10階建)9階の自室でパソコン、妻は居間に居た。底からドッと突き上げる様な強い振動の後強烈な横揺れが長々と続き、更に2回目の地震の強い揺れ、すぐ部屋の引き戸を開け逃げ道を確保。居間に居た妻は食器棚の観音開き扉を必死に押さえていた。私の逃げろの一声で外の廊下に避難。食器は殆ど飛び出し居間は割れものが散乱し足の踏み場も無く危険な状態。二人とも直ぐ運動靴に履き替え、軍手をはめて電気、ガス、水道の状況を点検、確認。落ち着いた状況を見て私は、階段を利用して各階の被害状況を確認。(各階の廊下に避難していた方々の話を聞く)同時に両隣の棟の状況も確認した。幸い建物が倒壊する様な大きな損壊は無く、私の棟と同じ程度の状況で有る事が窺え一安心。廊下から前の羽中公園を見れば、避難者が集まって来ていた。ここには、戸建自主防災会の役員が集まって来ており、私も家の中の片付けは妻に任せ公園に行き、避難者を隣接する集会所(鉄骨造り2階建EV付)に誘導。連合自治会長(市政協力員)、各自主防災会長、防災役員と協議し、災害本部を集会所に置き、集会所を避難所とし、情報の収集(テレビ、ラジオ)、食材等の買い出し等夜食の炊き出しの準備に取り掛かる。始めに避難して来た戸建の方々は、揺れが落ち着くにつれ自宅に戻り、逆にマンションの方々が食器類等が散乱し寝る場所の確保が出来ない、独居のため不安などで避難して来た。集会所には100人超の方が一夜を過ごす事となり、簡単な夜食の準備に取り掛かる。幸い平常時に災害時の炊き出し訓練など防災訓練を実施してきた事が生かされ、避難者の中から自発的に調理を手伝う申し出があり、皆で協力して配膳等も行い、翌朝は前夜の残り物で簡単な朝食をとり夫々家に戻った。人員体制は役所対応者、宿直者、翌朝早出者を決め、個々の対応は各自主防災会が直接行うとした。私は早出組みとなり、22時に帰宅、翌朝6時に出動。平成20年に完成した冷暖房完備の集会所はこの様に災害時の基地、避難所としての機能を十分に活用出来た。



氏名:杉田 修

住所:取手市宮和田1181 - 8

役職:南町自主防災会 会長

この日は、3月24日に予定している町会の総会準備の為に、私はパソコンに向かい作業中でした。そこに突然襲ってきた、生まれて初めて経験する大きな地震一瞬恐怖を感じた。窓の外に見える電柱は左右に大きく揺れ、折れて倒れるのではないかと思うほどでした。

そのとき、隣の部屋で生後3ヶ月の赤ん坊をあやしていた二男の嫁が赤ん坊を抱き、大きな悲鳴をあげながら助けを求め、部屋に転がり込んできたため落ち着かせながら比較的安全と思われるトイレ付近に避難させたが、怖がってキャ-キャ-と悲鳴続いていました。

私のいた部屋は、箆笥の上や壁にかけてあった絵や写真の額が落下し、ガラスは割れたがタンスが倒れる様な事はなく、また食器棚等は鍵やフィルムを張るなど安全対策をしておいた為大きな被害にはいたりませんでした。

1回目の地震が収まった後すぐに町内会の状況確認の為に、自主防災で保有する無線機で情報担当者に数度呼びかけをおこなったが応答がなく、被害にあったのではないかと不安になり、被害状況の調査を開始した。

家を出てすぐにお隣の家や数軒先の瓦屋根のぐしが崩壊しているのを確認していた矢先、2回目の大きな揺れが発生。近くの家のお奥さんが恐怖の為に家の中から飛び出してきた、道路にうずくまり、まさに腰を抜かした状態になってしまいました。それほどに2回目の地震も大きいものでした。そして落ち着いた為引き続き調査を開始。マンション入り口の前では、中にはいられないと住民の多くが不安な様子でした。

約1時間かけて、町内全体の状況の把握は出来ました。被害状況としては、屋根瓦の被害9件、外壁の崩落1件、外壁の亀裂4件、人的被害は0件。約550戸抱える町会としては幸いにも被害が少なかったのではないかと考えている次第です。(数か月後全壊が1件あったと役所から聞きましたので確認に行きましたが、外見からは全然判断が付きませんでした)

自主防災会の反省として、情報班の無線担当に回答がなかった事の確認をしたところ、全員が会社勤務中で家にはいない事が判りました。その為、無線機を5台から4台増やし9台とし無線担当者を増やす事と、無線担当者は本人だけでなく家族にも使用方法を教え、家にいるものが誰でも使用できる様に改善を図っております。

住所：取手市西在住
氏名：森田 佳子
所属：取手市PTA連絡協議会

東日本大震災のその日、私は高齢の父母の暮らす台宿の実家で過ごしていました。大きく長い地震の後、心配ではありましたが、父母を実家に残し、自宅へ戻りました。

自宅前ではご近所の方々が集まり、不安そうに話をしていました。

「何かあれば助け合いましょう」と話し、恐る恐る自宅に入りましたが、見たところ、殆ど出かける前と変わらず拍子抜けした事を覚えています。各部屋を確認すると、書斎の本棚が倒れ、本やCDなどが散乱し、そこに人がいたら...と、ぞっとしました。

しばらく自宅で、小学校に通う子どもたちを待ちました。下校時刻になっても戻らず、外に出てみると、同級生のお母さんに「早く迎えに行っておいて」と言われ、慌てて学校まで自転車を走らせました。今思えば、危機意識のなさに呆れ返るばかりです。

子どもたちを学校から連れ帰る途中、通学路の塀が道路側に倒れているところや、屋根瓦が落ちている家があり、下校途中で子どもだけの場合、どのように対処したらいいのか、不安を覚えました。

夜になり、自宅に避難してきた近所の高層マンションに暮らす義父母、小学生の子どもたちと共に、勤め先のある都内から「徒歩で帰る」という夫の帰りを待ちました。余震の続く中、たまに繋がるメールや電話で連絡を取りながら、長い夜を過ごしました。

幸い、自宅ではライフラインのトラブルもなく、電車が止まり、電話が繋がらない事を除けば、生活に問題は起こりませんでした。

ただ、離れて暮らす高齢者の親をどうしたらいいのか。自宅以外で震災にあった場合、どのように行動したらいいのか。避難生活を送るようになった場合、飼っているペットはどうしたらいいのか。これ以外にも、日頃より考えておかなければならない事が沢山あります。常に危機意識を持ち、忘れることなく備えておかなければならないと思います。

氏名:武田 幸次

住所:戸頭6 - 8 - 12

役職:戸頭町会自主防災会 会長

震度6弱大地震発生！我々の出番だ！

1.地震発生！

平成23年3月11日午後2時46分自宅2階で大震動、窓を開けると屋根瓦がガタ！ガタ！ガタ！と大きな音を立て付近の家も大きく揺れ、キャーという子供の叫び声も聞こえてきました。

2.我々の出番だ！

この光景を目の当たりにして「この戸頭の町に必ず大きな被害を及ぼす大地震がくる」との前提に立って各種施策を行ってきましたが、とうとうその大地震が来た！「よし、我々役員防災リーダーの出番だ！」と直ちに活動を開始いたしました。この防災リーダーとは、当会が七年前に「元気なうちは生涯この町の防災ボランティア」の募集に応募、以来訓練を重ねてきた34名の頼りになる方々です。

3.活動開始

防災リーダー・町内11地区113班の地区部長・班長等の在宅役員も家族の安全確認後被害、安否確認等を開始しました。

4.戸頭災害対策本部の開設

発災14分後の午後3時に町会東集会所に「災害対策本部」を同集会所で地震に遭遇した町会事務局長と参集してきた防災リーダーで開設、電話不通に付防災リーダーに配置してある携帯無線機11機から家屋の損壊、水道管の破裂、塀の倒壊等の被害情報を収集、取手市災害対策本部に報告しました。

5.町内全域に広報活動の開始

本部開設直後、町会広報車に救急・救助等の資機材積載、町内3千世帯7千人を対象に「冷静に行動して下さい」「家族の安全・隣の安否確認をお願いします！」等広報活動を開始しました。

6.注意喚起「号外」の発行

発災翌日町内全域の被害調査を防災リーダーが行い、家屋等の被害137件を把握、その結果と今後の注意喚起内容を記載した号外を作成3千世帯個々に配布いたしました。

(教訓)

全町民が冷静に行動1人の死傷者1件の火災も発生させなかったことと、平均年齢70歳以上の防災リーダーの方々が活躍、いずれくる巨大地震時にも大いに活躍が期待できると確信できたことが最大の教訓となりました。

住所：取手市中内在住
氏名：倉持 行雄
所属：取手市高齢者クラブ連合会 会長

「レストランにて」

日頃私は地震が起きた時、備えとして、次の様なことを念頭に置いて生活していたつもりだったが、今回の東日本大震災の起きた平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分でその備えと心構えは完全に破られてしまった。

人間は突然起きた大地震の前には頭も真っ白、身体は固くかなしぼりでも合ったよう自由に動かずただその場で呆然とするばかりであった。本当に情けないと…

省みると私はいつも次のようなことを念頭においていた。

もし、地震が起きたら、どのように身を守るか。

1. テーブルや机の下などに身を隠し、あわてて外は飛びだすな。
2. 大地震 1 分過ぎたらまず安心、落ち着いて火の始末
3. テレビ、ラジオをつけて地震の情報を
4. 余震が起きてもあわてずに正しい情報を
5. 不意の地震に日頃の用意

でも、これは机上の空論のようであった悔しい。

レストランにてスポーツ同好会の友人と食事会を兼ね談話中、突然目の前が揺れだし、まるで目が回り立っていられなくなった。

ある人はテーブルの下へ頭を隠す、又ある人は座布団を集めて頭の上へ、席を離れて外へ出ようとするが身が浮き浮きして思うように動けない。「でかい地震だ…との声」店の窓ガラスがガタガタと震動し割れるかと思った。ギンギンときしむ建物の音、つぶされてしまうのではと恐ろしさでいっぱいであった。更に、食器棚の皿の割れ落ちる音、今でも耳にこびりついている。

早く止まらないかな…願うばかりである。

いつの間にかどうして駐車場へ出たか分らない、周囲の人も同様である。突然の出来事、その時のパニック今でも忘れられない。